一　地図及び簿冊の名称
　令和六年度効率的手法導入推進基本調査図原図案及び令和六年度効率的手法導入推進基本調査簿案
二　前項に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　群馬県渋川市、京都府八幡市、熊本県菊池市のそれぞれ一部
三　閲覧期間　公告の日から二十日間（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条に規定する行政機関の休日を除く。）
四　閲覧時間　閲覧期間中毎日の午前十時から午後五時まで
五　閲覧場所　次表のとおり

第一項に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域	閲覧場所
群馬県渋川市、京都府八幡市、熊本県菊池市	東京都千代田区霞が関二丁目一番三号 国土交通省政策統括官付地理空間情報課内 電話　〇三（五二五三）八三八三

六　閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、右記の閲覧期間内に、国土交通大臣に対し、訂正の申出をすることができる。
七　誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。

国土調査の実施に関する公示

　国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第七条の規定に基づき、令和七年度における国土調査の実施に関して、次のとおり公示する。
　令和七年五月十四日
　　国土地理院長　山本　悟司

一、事業（基準点測量）実施計画を定めた年月日
　令和七年四月二十五日
二、調査を実施する者の名称　国土地理院
三、調査地域

北海道　二海郡　八雲町
岩手県　盛岡市
栃木県　芳賀郡　益子町
群馬県　吾妻郡　中之条町
富山県　魚津市
岐阜県　高山市
岐阜県　恵那市
岐阜県　飛騨市
鳥取県　鳥取市
鳥取県　岩美郡　岩美町
鳥取県　東伯郡　湯梨浜町
愛媛県　四国中央市
高知県　高岡郡　四万十町
福岡県　宮若市
長崎県　大村市
宮崎県　日南市
宮崎県　えびの市
鹿児島県　鹿屋市
鹿児島県　肝属郡　肝付町

四、調査期間　令和七年五月十四日から令和八年三月三十一日